

南相木村新型コロナウイルス感染症対策 PCR検査等費用補助金制度について

南相木村では以下の要件で、自費診療によるPCR検査等の費用を補助することといたしました。県外から安心して帰省（帰宅）いただけるよう、該当される方はぜひこの制度をご活用ください。また、村民の皆様は帰省されるご家族等に、この制度について周知をお願いいたします。

対象者

- ・ 県外に居住している方で、村への帰省を目的に検査を受診した方
（村に住民票がなくても対象になります）
- ・ 村に住所がある方で、県外に滞在した後に帰宅を目的に検査をした方

補助額等

- ・ 検査費用の2/3を補助（千円未満の端数切捨て）
- ・ 上限額は1回あたり22,000円
- ・ 補助金の申請回数は一人あたり1回まで

申請方法

- ・ 「南相木村PCR検査費用等補助金申請書兼請求書」に必要事項を記入し、検査費用を支払ったことが証明できる領収書等を添付して、役場窓口または多機能多世代交流センター内住民課へ提出してください。
- ・ 申請書は役場窓口、多機能多世代交流センター内住民課で受け取るか、村ホームページからダウンロードしてください。

補助対象期間

令和2年12月1日～令和3年3月31日まで

※新型コロナウイルス感染症の状況により期間は延長される場合があります。

南相木村では検査対応機関等の把握はしておりませんので、ご承知おきください。

お問合せ先 南相木村 住民課 住民係
電話：0267-78-1050